

平成25年4月12日にご提出いただきましたこの請願につきまして、お答えさせていただきます。

始めに1番目の松葉による大気測定でございますが、現在町で行っている一般環境中（大気）の調査及び埼玉県が行っている環境整備センター周辺環境中（大気）の調査において採用している試料採取方法は、ご案内のとおりダイオキシン類対策特別措置法に基づき、環境省の告示で定められた方法でございます。

また、測定結果につきましても、環境基準以下の数値となっております。

さらに、県が行っている環境整備センター3号埋立地周辺の土壌中の調査におきましても、一定して環境基準以下の低い数値となっております。

今後につきましても、法令で定められた方法により調査を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2番目の彩の国資源循環工場からの大気汚染を抑えるよう事業者へ働きかけることでございますが、各事業者によりまして、施設管理等に万全を期していただいておりますことから、町、県及び事業者による調査結果に基準を超えるような数値はございませんが、地域住民の皆様が大気汚染に関心をもち、心配しておられますので、関係工場における燃焼管理等について、さらに万全を期すよう働きかけをしていきたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。